

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年12月4日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2500270 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2500052 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成31年3月31日は10万円、令和2年3月31日は15万円、令和3年3月31日は20万円、令和4年3月31日は10万円に訂正することが必要である。

平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び令和4年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び令和4年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成31年3月31日
② 令和2年3月31日
③ 令和3年3月31日
④ 令和4年3月31日

各請求期間に支給された賞与については、事業主が厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該期間に係る届出を行ったため、保険給付の対象とならない記録とされている。各請求期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与所得に対する源泉徴収簿、賞与支払明細書及び賃金台帳により、請求者は請求期間①に10万円、請求期間②に15万円、請求期間③に20万円、請求期間④に10万円の賞与が支給され、当該支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び

令和4年3月31日の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（令和7年4月3日受付）に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2500275 号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 2500020 号

第1 結論

昭和 59 年＊月から平成 7 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 39 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年＊月から平成 7 年 9 月まで

昭和 59 年＊月から家業の飲食店を手伝ったことから、母が A 市役所で私の国民年金の加入手続を行い、毎月家族分の国民年金保険料をお店に来る金融機関等の職員に納付していたと思う。請求期間が未納となっているので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時、住民登録をしていた市町村で初めて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付するためには、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）が新規に払い出されている必要があるところ、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにより氏名検索を行ったものの、請求者に国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、社会保険オンラインシステムによると、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月時点での請求者に基礎年金番号は付番されていない上、請求者の 20 歳到達日を国民年金被保険者資格取得日とする処理及び厚生年金保険の記号番号を基礎年金番号とする処理は平成 27 年 3 月 27 日に行われており、当該処理時点において、請求期間の国民年金保険料の徴収権は時効により消滅している。

さらに、請求者は、請求期間中に A 市から B 市及び C 市（現在は、D 市）に転出したことが戸籍附票により確認できるところ、A 市は請求者の請求期間に係る国民年金の加入及び保険料納付について、当時の資料がないため確認できない旨回答しているほか、D 市から提出された国民年金システム被保険者基本照会被保険者情報においても、上述の処理日と同じ時期に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の母親は、既に亡くなっており、当時の事情を聴取することができず、請求者は、保険

料額、納付方法等を母親から具体的に聞いたことはなく、姉及び妹にも確認したが請求者と同様に加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況は不明である。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。